家庭ごみの自己搬入

府中町内で発生した家庭ごみは、環境センターまたは安芸クリーンセンターに自己搬入できます。

⚠ **次の場合は、搬入をお断りします。**

- 分別されていないごみ
- 自己搬入申込書に虚偽、不正があったとき
- ごみの発生場所が確認できないとき
- 施設の管理上支障があるとき

◆府中町環境センター　府中町八幡四丁目１番１号　☎286-3266

※施設内では、係員の指示に従ってください。

※搬入は、**排出者本人**または**排出者の親族**、府中町から許可を受けた**一般廃棄物収集運搬業許可業者**に限ります。

▶排出元および搬入者の本人確認

運転免許証またはマイナンバーカードで本人確認を行います。

※車両で運搬する際は運転する人が搬入者と判断します。排出者本人以外（親族等）による搬入は、戸籍等準備していただく確認書類がありますので、事前に環境センターまで問い合わせてください。

⚠ **ごみの運搬または搬入を、許可業者以外の事業者・個人（友人等を含む）に委任することはできません。**

▶搬入できるごみ

府中町内で発生した家庭ごみ

※ごみステーションに出す場合と同様に分別してください。

※搬入時の混雑防止のため、分別品目ごとに、大きいものから荷降ろしができるように積み込んでください。なお、荷降ろしは搬入者自身でお願いします。

※多量（５袋以上）の剪定枝等は、安芸クリーンセンターへ持ち込んでください。

⚠ **適正な処理を行うため、適宜、搬入されたごみの確認を行います。**

※搬入できないごみがあった場合は、持ち帰っていただきます。

＜搬入できないごみ＞

- 府中町以外で発生したごみ、環境センターで処理できないごみ（９ページ参照）、産業廃棄物
- 事業系可燃性一般廃棄物　※事業ごみ（有料）として搬入してください。

▶受付時間

月曜日～金曜日（祝日・休日、年末年始を除く）

午前９時～11時30分、午後１時～３時30分

※事前の予約は必要ありません。

▶搬入できない車両

- **事業所名が表示された車両、最大積載量２トン以上の車両**
- **法人名義の車両**（わナンバーのレンタカーを除く）

※必要に応じて自動車検査証を確認します。



◆安芸クリーンセンター　安芸郡坂町21322番地の８　☎885-2538

▶搬入できるごみ

府中町内で発生した家庭ごみ（可燃性一般廃棄物）

※詳しくは、安芸クリーンセンターへお問い合わせください。

▶受付時間

月曜日～金曜日（祝日・休日、年末年始を除く）

午前８時30分～12時、午後１時～４時30分

▶搬入に必要なもの

府中町の住所が確認できるもの

（運転免許証、マイナンバーカードなど）

